

〈災害時Q & A集〉

名古屋市版

※ 本書面の情報は平成29年5月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

被災者の方への支援

■ 当面の生活費をどうにかしたい。

一定の要件を満たせば、福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。詳しくは各区の社会福祉協議会まで。

千種区社会福祉協議会	052-763-1531	東区社会福祉協議会	052-932-8204
北区社会福祉協議会	052-915-7435	西区社会福祉協議会	052-532-9076
中村区社会福祉協議会	052-486-2131	中区社会福祉協議会	052-331-9951
昭和区社会福祉協議会	052-884-5511	瑞穂区社会福祉協議会	052-841-4063
熱田区社会福祉協議会	052-671-2875	中川区社会福祉協議会	052-352-8257
港区社会福祉協議会	052-651-0305	南区社会福祉協議会	052-823-2035
守山区社会福祉協議会	052-758-2011	緑区社会福祉協議会	052-891-7638
名東区社会福祉協議会	052-726-8664	天白区社会福祉協議会	052-809-5550



■ リ災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか。

リ災証明書とは、被災者からの申請により、市町村が家屋の被害状況を調査して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊等に分かれます。

リ災証明書は、各種支援金、税の減免、融資申請などに必要になりますので、名古屋市の案内に従って申請してください。事業者の「リ災証明」もあるので、お問い合わせを。火災によるリ災証明書は各消防署で発行します。

なお、リ災証明書は、緊急に建物の危険性をチェックし、赤、黄、緑のステッカーが貼られる応急危険度判定とは別の制度ですのでご注意ください。

■ 生活保護について。

避難所等の避難先での申請も可能です。義捐金や給付金は収入認定されないのが原則です（自立更生計画書が必要になる場合があります）。

■ 税金の支払はどうなるか。

納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。所得税・消費税・法人税等の国税については、各地の税務署に確認を。

熱田税務署	052-881-1541	昭和税務署	052-881-8171
千種税務署	052-721-4181	中川税務署	052-321-1511
名古屋北税務署	052-911-2471	名古屋中税務署	052-962-3131
名古屋中村税務署	052-451-1441	名古屋西税務署	052-521-8251
名古屋東税務署	052-931-2511		



法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、お住まいの地域を担当する県税事務所徴収課に確認を。

名古屋東部県税事務所	052-953-7803	名古屋北部県税事務所	052-531-6303
名古屋西部県税事務所	052-362-3213	名古屋南部県税事務所	052-682-8922

市民税・固定資産税などの市税については、お住まいの地域を担当する市税事務所に確認を。

栄市税事務所納税係（東区・北区・中区・守山区）	052-959-3301
栄市税事務所上社出張所納税係（千種区・名東区）	052-760-4851
ささしま市税事務所徴収課（西区・中村区・中川区）	052-588-8001
ささしま市税事務所東海通出張所（港区）	052-665-3291
金山市税事務所納税係（昭和区・瑞穂区・熱田区・南区）	052-324-9801
金山市税事務所野並出張所納税係（緑区・天白区）	052-899-3451



支払の問題

■ 住宅などのローンが支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローンなどの支払いが困難になった人は、被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）の利用をご検討ください。自己破産と異なり、一定額の現預貯金、各種支援金、甲慰金などを手元に残した上で残ったローンの免除・減額を受けられることがあります。また、既存のローンの免除・減額を受けての新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、制度を利用してもブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは弁護士会にお問い合わせください。

■ 公共料金はどうか。

電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

※ 本書面の情報は平成29年5月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

支払の問題

■ 年金や健康保険料の支払はどうなるか。

東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納期限が延長されました。国民年金についても、支払が困難な場合は各区役所保険年金課や年金事務所に相談してください。

口座振替は止まらない可能性があるため、その点も各区役所や年金事務所に連絡をしてください。

<国民健康保険の窓口>

千種区役所	052-753-1904	東区役所	052-934-1143
北区役所	052-917-6455	北区役所楠支所区民福祉課	052-901-2262
西区役所	052-523-4544	西区役所山田支所区民福祉課	052-501-4935
中村区役所	052-453-5345	中区役所	052-265-2243
昭和区役所	052-735-3844	瑞穂区役所	052-852-9332
熱田区役所	052-683-9483	中川区役所	052-363-4346
中川区役所富田支所区民福祉課	052-301-8143	港区役所	052-654-9629
港市役所南陽支所区民福祉課	052-301-8154	南区役所	052-823-9343
守山区役所	052-796-4544	守山区役所志段味支所区民福祉課	052-736-2257
緑区役所	052-625-3944	緑区役所徳重支所区民福祉課	052-875-2206
名東区役所	052-778-3053	天白区役所	052-807-3843

<国民年金の窓口>

大曾根年金事務所(千種区・東区・守山区・名東区)	052-935-3344	中村年金事務所(中村区)	052-453-7200
熱田年金事務所(熱田区・中川区・港区)	052-671-7263	笠寺年金事務所(瑞穂区・南区・緑区)	052-822-2512
名古屋北年金事務所(北区)	052-912-1213	名古屋西年金事務所(西区)	052-524-6855
鶴舞年金事務所(中区)	052-323-2553	昭和年金事務所(昭和区・天白区)	052-853-1463

保険・共済の問題

■ 保険金はもらえないか。

保険(共済)の契約内容によって、保険金が支払われるか否かが異なりますが、見舞金などが支払われる場合もありますので、一度、加入している保険会社、共済に確認してみましょう。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせしてみてください。

- ・災害救助法が適用された地域の方は、損害保険：「自然災害損保契約照会センター」
0570-001830
- 生命保険：「災害地域生保契約照会センター」
0120-001731
- ・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

■ 地震特約があるから、生命保険金は出ないか。

東日本大震災や熊本地震の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めました。保険金が支払われる可能性がありますので、加入している保険会社に連絡をしてみてください。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、災害救助法が適用された地域の方は以下に問い合わせしてみてください。

災害地域生保契約照会センター 0120-001731

■ 地震・津波で自動車が壊れてしまった。

車両保険は、原則として、地震・噴火・(地震、噴火が原因の)津波による災害による損害は補償対象外とされています。

地震・噴火・津波危険(車両損害)担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

紛失物の問題

■ 身分証明書がなくなってしまった。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

住民票は、各区役所で本人確認がとれれば交付を受けることができます。

まずは各区役所の市民課窓口へ。

運転免許証は、運転免許センター(052-803-9085)で再発行手続きをしてください。

■ 実印や印鑑登録カードがなくなってしまった。

実印がなくなった場合は、実印として登録できる別の印鑑を準備して、新たに登録をしてください。

実印が手元に残っている場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続きをとり、新規に実印を登録して下さい。

手続は各区役所の市民課窓口を確認してください。

■ クレジットカードがなくなってしまった。

各クレジット会社になくした旨の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

■ 銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。

身分証明書があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。

■ 自動車がなくなってしまったので、登録を抹消したい。

お住まいの地域の各運輸支局等に確認を。

愛知運輸支局 050-5540-2046

西三河自動車検査登録事務所 050-5540-2047

小牧自動車検査登録事務所 050-5540-2048

豊橋自動車検査登録事務所 050-5540-2049

軽自動車は、軽自動車検査協会愛知主管事務所(050-3816-1770)に確認してください。

■ 権利証を紛失してしまった。

不動産の権利証を紛失しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

その他

■ 免許証の有効期間が迫っている。

東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ 会社を経営していたが、被災したことで支払いができなくなった。

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、様々な融資制度が受けられる可能性があります。金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。